

生食発0328第16号
平成29年3月28日

佐賀県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部長

食品安全委員会における食品健康影響評価の結果について

貴県及び貴県内事業者が提案する養殖から提供まで管理された方法により取り扱われる養殖トラフグの肝臓に係る食品健康影響評価につきましては、平成28年4月28日付け厚生労働省発生食0428第3号により内閣府食品安全委員会あて依頼したところですが、別添のとおり、当該食品健康影響評価の結果について、「食品健康影響評価の通知について」（平成29年3月28日付け府食第217号）により厚生労働大臣あて通知されましたのでお知らせします。

当該食品健康影響評価の結果を踏まえ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条第2号ただし書の規定に基づき、同号ただし書きに規定する「人の健康を損なうおそれがない場合」として、「佐賀県及び佐賀県内事業者が提案する養殖から提供まで管理された方法により取り扱われる養殖トラフグの肝臓」を追加することは行わないこととするので御了知願います。